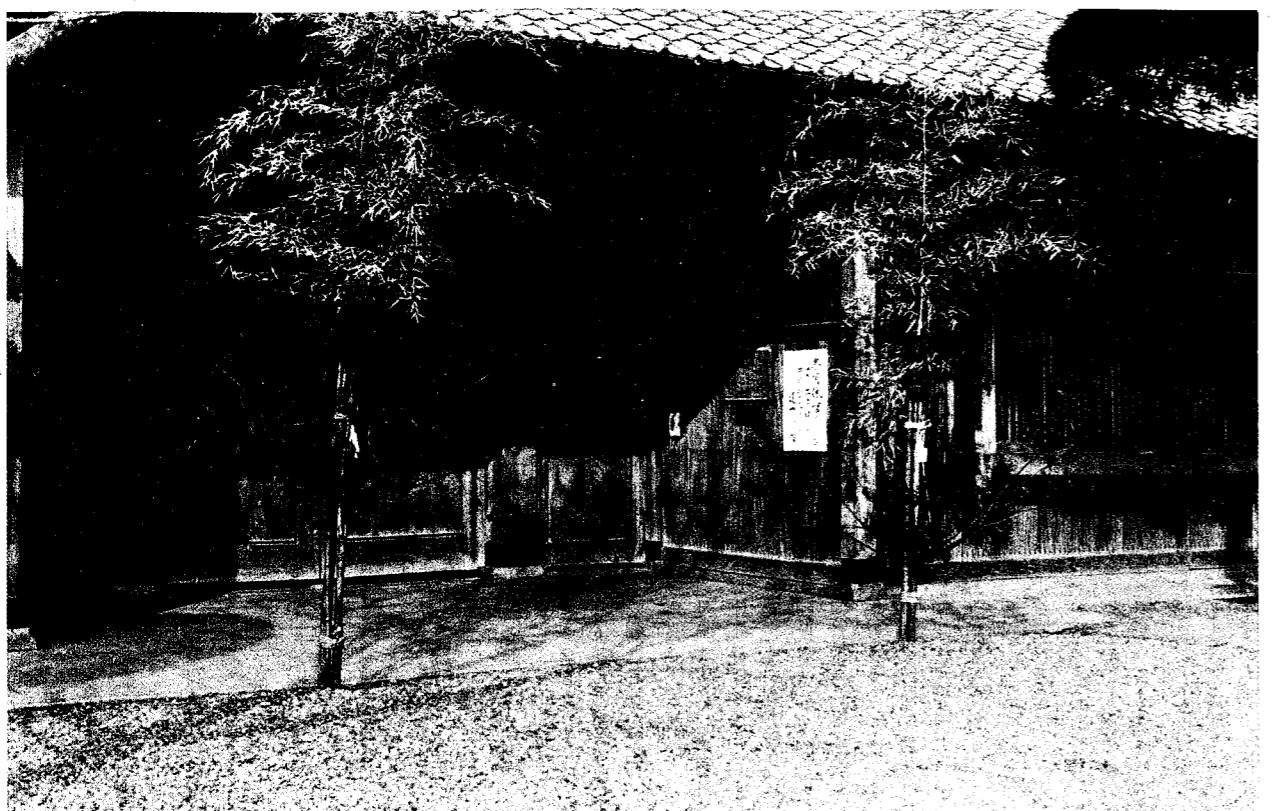


広報かわじま

編集発行 埼玉県川島村役場 電話 川島0492(97)1811代 定価 1部 5円
毎月 1 回 20 日 発行 昭和 42 年 8 月 22 日 第 3 種 郵 便 物 認 可



松 の 内

遠山記念館 = 1月1日 =

あけまして
おめでとう
ございます

1 *1972*
No. 143

No. 143

世帯と人口	
1月1日現在	
総 人 口	15,272人
前月との差	+2人
男 7,555人	女 7,717人
世 帯 数	3,039世帯
転 入 29人	出 生 22人
転 出 38人	死 亡 11人

第3種郵便物認可42年8月22日)

広報かわじま

昭和47年1月20日 (8)

ク
イ
ズ

閏年

十八歳未満の児童のうち、出生順にかぞえて三人目以降の児童（五歳未満）が手当を受けますが、昭和四十八年度からはどのように拡大されますか。

一年は春分から次の春分までの時間です。これを「太陽年」とい、三六五・二四二二日です。ユリウス暦では一年は平均三六五・二五日なので、一年は〇・〇〇七八日だけ長くなり、百二十八年に約一日、長い間にはだんだんこのいちがいは大きくなつてきます。

そこで、ローマ法王がこの差をなくすため、一年の四で割れる年をうるう年として一日、つまり四年に一日入れる。しかし、この

水道使用量 (12月分)



一年は春分から次の春分までの時間です。これを「太陽年」とい、三六五・二四二二日です。ユリウス暦では一年は平均三六五・二五日なので、一年は〇・〇〇七八日だけ長くなり、百二十八年に約一日、長い間にはだんだんこのいちがいは大きくなつてきます。

そこで、ローマ法王がこの差をなくすため、一年の四で割れる年をうるう年として一日、つまり四年に一日入れる。しかし、この

間には〇・〇三一一日足りなく、四百年間には三・二日不足することになりますので、紀元年数が百で割れる年のうち、百で割った値が四で割り切れない年は平年とする、つまり四百年に三日のうるう日を除いたわけです。

れいにしましょう。
食 モヤシ。これは一年中あります。ゆで
すぎたり、煮すぎると味が落ちますので、これはお料理法がむずかしいようですが、なればそれが返つてモヤシをおいしくいただくなれます。

客 人 地 位 天 位 一 位 位 位

佛壇選者

渡辺一発

天位	地位	お降りや露店に傾く神の幣	「お降り」「小豆粥」	選者 渡辺 一発
人位	お降りや明るき屋根の達磨店	小豆粥湯煙に神の注連ゆらぐ	菊地 一 石川 浩 司	佛壇
客一	小豆粥吸すれば仄と母の味	小豆粥しきたり尚も捨てきれず	小高のぼる 福島水鳥子	
客二	小豆粥しきたり尚も捨てきれず	嫁く娘が母に習いて小豆粥	山崎城目 小林啄水	
客三	嫁く娘が母に習いて小豆粥	接骨木にまゆ玉はさみ小豆粥	猪鼻芳 小谷野光泉子	
客四	嫁く娘が母に習いて小豆粥	幼手に大きな茶椀小豆粥	猪鼻芳 小谷野光泉子	
客五	嫁く娘が母に習いて小豆粥	接骨木にまゆ玉はさみ小豆粥	猪鼻芳 小谷野光泉子	
今月の句の選に当つて　新年号だけに名句がたくさん でることと期待した処そのわりに少なかつたことを些か 残念に思います。もちろん、その少なかつた原因が種々 あつたよう見ましたのでその原因を表示いたします。				
先ず第一に「腹の皮が突つ張ると目の皮がたるむ」とい う諺があるとおり、お正月のごちそうに酔い続けで作句 を怠つたように思われる。第二に題が難しかつたこと この題は作句したことのない方が多いと思う。どんな題 題でも作句できるよう修練が必要です。第三に届先を聞 違えて、農協だよりの募集句の初富士、寒鮒を出してい る。それも一人ならず二人延六句出ていました。なおお題 に来月号の題の立春、下萌の句も交っています。それも これもお正月のお酒が原因となつた錯覚と考えられます ので否めるわけでもないが注意が必要だと思う。				
第四に、今まで〆切日を過ぎても十二、三日までぐら いは受け付けて集句したようでしたが、今月は編集局の 都合で十日の〆切日を厳守したことでした。これなど ども数の少ない原因だと思う。以上のようなわけで、新 年早々失礼ながら苦言を記して選後記といたします。				
選者一発の句				
元旦や確と八十路の第一歩				
初空や太陽熱の聖火飛ぶ				
沢庵の歯切れ豊に小豆粥				
辞申候お降の日もすがら				

新年のごあいさつ



村長 石田正平

(第3種郵便物認可42年8月22日)

昭和47年1月20日 (2)

輝かしい昭和四十七年の新春を迎えられましたことを、心からお慶び申し上げます。

と、心からお慶び申し上げます。

運転免許証の講習会

去る十二月十二日、運転免許証の講習会が川島中学校体育館において、中山・伊草・三保谷の午前と、出丸・八ツ保・小見野の午後の二班に分れて行なわれました。道路交通法は、昭和三十五年に制定されました。その後におけるわが国の交通事情は自動車台数の急激な増加のため、これに対処するため何回か改正が行なわれましたが、今回の改正点を講習したものでした。

（3）昭和47年1月20日

地方税法の一部改正により、昭和五十一年度から市街化区域内農地の課税額を除々に宅地など課税に近づくこと

税条例の一部を改正する

こと

地方税法の一部改正によ

り、昭和五十一年度から市

街化区域内農地の課税額を

除々に宅地など課税に近づくこと

税条例の一部を改正する

こと

地方税法の一部改正によ

り、昭和五十一年度から市

街化区域内農地の課税額を

